

やいた市民ライターの心得

やいた市民ライター（以下「ライター」という。）は、矢板市の知名度・イメージの向上や市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図るとともに、市のソーシャルメディア等に掲載するという性質上、ライターは自らを律し、品格を重んじなければならない。

- 1 ライターは、運営要領第7条の禁止行為を理解し、取材、執筆等を行います。
- 2 ライターは、取材相手に自らがライターであることや、市のソーシャルメディア等に掲載するという取材目的を明らかにし、取材にあたります。
- 3 ライターは、不法な手段による情報の収集はしません。
- 4 ライターは、事実に基づいた記事のみを執筆し、虚偽や根拠のない推測による執筆で、読者に誤解を与えないように努めます。
- 5 ライターは、読者及び関係者に不快感を与えるような誹謗中傷や名誉を棄損するような表現、用語は使用しません。また、個人のプライバシーに配慮し、これを侵すことのないように努めます。
- 6 ライターは、取材活動で知り得た個人情報などを、不当に漏らすことはありません。また、任期終了後も同様とします。
- 7 ライターは、他人の文章や写真の盗用、無断転載をしません。他人が作成した文章や写真を引用する場合は、出所や引用元をはっきりと明記します。
- 8 ライターは、記事の掲載や取材活動で不当な利益や便宜・供与を受けません。